

議案第 16 号

訴えの提起について

下記のとおり損害賠償請求事件として訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	神奈川県川崎市高津区末長 3 丁目 3 番 1 7 号 株式会社富士通ゼネラル
事件の概要	平成 25 年 10 月 25 日に執行した「通信指令共同整備指令システム構築委託業務」の一般競争入札において、談合があったことが判明した。これまで、市は落札者である相手方に対して損害賠償金の請求をしてきたが、相手方がこの支払いに応じないため、損害賠償請求事件として訴えを提起する。
請求の趣旨	(1)相手方は、市に対し、金 81,940,876 円(弁護士費用を含む)及び、うち 34,353,322 円に対する平成 26 年 4 月 15 日から、うち 31,832,298 円に対する平成 27 年 4 月 24 日から、うち 15,755,256 円に対する平成 28 年 4 月 25 日から、各支払済みまで年 5%の割合による金員を支払え (2)訴訟費用は相手方の負担とする との判決並びに仮執行の宣言を求める。